

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
1	大阪府大阪市	共通	○1.2.他システム連携	1.2.3	自動更新が行われない場合、個別に照会を行う必要があり、大量の事務処理増となるため	1:実装されている	広域標準システムへ連携するデータを自動で作成できること。	イ:既に規定済み	「⑧根拠法令・通知等の詳細な理由」に記載いただいた内容から、ご意見の背景として、広域標準システムに支援措置対象者情報を個別ではなく、一括で提供が必要であるのご意見と解釈いたしました。 広域標準システムへの支援措置対象者情報の連携については、インタフェース連携が前提となっていることから、対象となる情報については、一括で作成されることとなります。 そのため、ご意見の機能については、「機能ID：0250009」の機能にて、実装済みであると考えております。 なお、標準仕様書の規定においては、「自動」という表現は読み手の受け止め方によってその実装想定が曖昧になる部分があるため、基本的に使用していません。あくまでデータを個別で作成するか一括で作成するかの表現にとどめておりますので、ご意見いただいた「自動」については表記を行う予定がありませんのでご了承願います。	
3	兵庫県神戸市	共通	○1.3.マスタ管理機能	1.3.5		1:実装されている	政令市、及び、政令市以外でも、地域により管轄する出張所を分割しているケースに対応するため、区や出張所ごとに複数の問い合わせ先の管理が必要	オ:上記以外	頂戴のご意見について、すでに標準仕様書にて定義された区、業務単位での問い合わせ先の管理より、さらに細分化した単位（区内の出張所、住所（郵便番号）等）で問い合わせ先を分けたいの要望と解釈いたしました。 政令市の中において区内における出張所や問い合わせ先の管理単位が明確ではない（データ上、どのような項目で判別して管理するか（郵便番号等で範囲指定するのかなど））など含め政令市毎に要件がバラバラになる可能性があります。そのため標準仕様書として記載する上では要件が曖昧になっておりますので上記をご勘案の上、振分け条件、管理項目、求める機能要件を明確にご検討いただき、同要件に対して一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	-
4	兵庫県神戸市	共通	○1.3.マスタ管理機能	1.3.9		1:実装されている	業務の効率化の観点からJ-LIS作成の住所辞書の一括取り込みの機能は必要。住居表示の変更の際、全国単位の住所辞書を使用すると施行日に間に合わないため、自市町村の住所については、別途管理する機能が必要。	①ア:不採用 ②オ:上記以外	①J-LIS作成の住所辞書の取り込み機能について、住民記録標準仕様書【第4.1項】において、「全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しない」旨示されていることから、後期高齢支援システムのみJ-LISを前提とすることはできませんので前者のご要望は不採用とさせていただきます。各ベンダでどのような取込機能が実装されるかをご確認ください。 ②住所マスタの管理機能自体は、「機能ID：0250027」において、住所マスタの管理に関する要件としてお示ししておりますが、取り込んだ住所を個別に編集する部分までは規定していません。これについては、住所については自市区町村の住所を管理しているシステムなどから連携されれば事が足りる（保険者側で個別にメンテナンスするものではない）というデジタル庁の発想に基づいてそこまでの機能要件を規定していません。 そのため、上記を踏まえてもなお、住所情報の個別メンテナンス機能等、追加の要件が必要である場合は、その必要性（マスタ側のシステムでメンテナンスできず連携しなければならない必然性）および、その機能を実現するための具体的な機能要件、管理項目をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。 （要件をご検討される際には、自分でメンテナンスした住所と更新されるマスタからの住所の優先度合い（手入力優先なのか）などもご検討の上で、記載をご検討ください）	-
6	大阪府大阪市	共通	○1.5.台帳管理機能	1.5.1	住基情報からの検索に使用できるため	1:実装されている	対象者の検索として、区名（検索権限）、世帯番号での検索	イ:既に規定済み	ご意見の機能うち、世帯番号を指定した検索機能については、「機能ID:0250047」にて定義されております。 また、区を指定した検索機能については、「機能ID：0250095」にて定義済みとなっております。 なお、ご意見の主旨として、検索する際に、「区名」で検索する機能が必要というご意見であれば、「区コード」もしくは「区名」で選択するいずれのパターンにおいても現要件に示された「区を指定した検索機能」に該当する機能であると考えており、いずれのパターンを採用するかについては、各システム毎の画面要件になると考えていることから、記載を見送らせていただきます。	-
9	兵庫県神戸市	共通	○1.8.政令個別要件	1.8.1	地方自治法	1:実装されている	政令指定都市では、システム標準化ができないためオプションではなく必須として頂きたい。 【指定都市個別要件】 区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。	オ:上記以外	現在の標準仕様書は、一般市用と政令指定都市用の要件を横並びで記載していることから、「政令市のみ必須」といった特別扱いはしておらず、実装類型として全てを「標準オプション」としてお示ししております。（結果として、政令市対応したいと考えるベンダは「標準オプション」であっても機能は実装することになりますし、「実装必須」とばかり書かれた結果、どのベンダも適合しなくなる（全ての政令市が実装必須とする要件がどうか不明なものまで必須にしてもベンダの対応負担が大きくなるだけという考えもあり）可能性もあることなどを踏まえ、上記の対応方針としております。また、デジタル庁における政令市要件の取り扱いについても統一的な見解が示されていないことを受けて、上記の取り扱いとしておりました。 その上でどの政令市においても「実装必須」という要件を規定したいというご意見であればデジタル庁の考えに基づくと11市以上の同意が得られたものについては「必須」とするという考えが示されているため、政令指定都市様間にて協議いただき、上記の同意を得られたものについては実装必須に区分を変更させていただくことを検討いたします。	-
10	兵庫県神戸市	共通	○1.8.政令個別要件	1.8.2		1:実装されている	操作制限を特定の業務、機能で任意に制限や解除を行えるようなオプション機能が必要（同一行政区内で地域により異なる保険者番号を使用している場合を想定。）	①ア:不採用 ②オ:上記以外	①同一行政区内で異なる保険者番号を付番しているケースにおける権限制御について、従前よりご回答の通り同一行政区内で保険者番号をわけることの必然性が不明であること、広域標準システムにおいても上記のような要件は前提としていないことから、不採用とさせていただきます。 ②上記とは別に「操作制限を特定の業務、機能で任意に制限や解除を行えるようなオプション機能」について政令指定都市における権限の制御としては、「機能ID:0250095」にて定義された区単位での権限制御を実施する前提としております。 この要件では不足という場合にどのような要件が具体的に不足しているかが不明確です。（具体的には、権限は一般的に管理者権限をもつものがその操作者に対してどの画面でどのような制御が行えるかを設定することはできても、それ以外のものが任意で解除できなければならないといった要件などは設けられておりません。）そのため、誰がどのように制限、解除を行えることを想定しているか具体的な要件を記載いただくともに政令指定都市様間にて協議いただき、一定数の同意が得られたものについては要件として記載させていただきます。	-
11	愛知県名古屋	共通	○1.8.政令個別要件	1.8.3	本市では、月末時点で居住している区で、翌月以降の期割額を滞課収納しています。政令市における賦課区、収納区に関して、このような対応が可能となるような機能要件の記載を追加していただきたい。	1:実装されている	【指定都市個別要件】 賦課区、収納区について、各指定都市の個別事情に応じた設定及び管理ができること。	エ:機能要件不足	政令指定都市における区情報の定義、用途に関する要件につきまして、頂いたご意見と、先に政令指定都市における区の考え方を検討している国民健康保険システム標準仕様書の要件にない、別添の資料「別添 指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討について」の通り整理いたしました。 別添資料にてお示した区の考え方と政令指定都市様間にて協議いただきたい論点を、政令指定都市様間で意見を取り纏めていただきますようお願いいたします。 合意の得られた方針に基づき、具体的な要件を記載いただくともに政令指定都市様間にて協議いただき、一定数の同意が得られたものについては要件として記載させていただきます。	-
12	兵庫県神戸市	共通	○1.8.政令個別要件	1.8.4	地方自治法	1:実装されている	政令指定都市では、システム標準化ができないためオプションではなく必須として頂きたい。 【指定都市個別要件】 通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。	オ:上記以外	現在の標準仕様書は、一般市用と政令指定都市用の要件を横並びで記載していることから、「政令市のみ必須」といった特別扱いはしておらず、実装類型として全てを「標準オプション」としてお示ししております。（結果として、政令市対応したいと考えるベンダは「標準オプション」であっても機能は実装することになりますし、「実装必須」とばかり書かれた結果、どのベンダも適合しなくなる（全ての政令市が実装必須とする要件がどうか不明なものまで必須にしてもベンダの対応負担が大きくなるだけという考えもあり）可能性もあることなどを踏まえ、上記の対応方針としております。また、デジタル庁における政令市要件の取り扱いについても統一的な見解が示されていないことを受けて、上記の取り扱いとしておりました。 その上でどの政令市においても「実装必須」という要件を規定したいというご意見であればデジタル庁の考えに基づくと11市以上の同意が得られたものについては「必須」とするという考えが示されているため、政令指定都市様間にて協議いただき、上記の同意を得られたものについては実装必須に区分を変更させていただくことを検討いたします。	-

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
13	兵庫県神戸市	共通	○1.8.政令個別要件	1.8.5	地方自治法	1:実装されている	政令指定都市では、区別の管理が必須のため、オプションではなく必須として頂きたい。 【指定都市個別要件】 各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。	オ：上記以外	現在の標準仕様書は、一般市用と政令指定都市用の要件を横並びで記載していることから、「政令市のみ必須」といった特別扱いをしておらず、実装類型として全てを「標準オプション」としてお示ししております。（結果として、政令市対応したいと考えるベンダは「標準オプション」であっても機能は実装することになりますし、「実装必須」とばかり書かれた結果、どのベンダも適合しなくなる（全ての政令市が実装必須とする要件がどうか不明なものまで必須にしてもベンダの対応負担が大きくなるだけという考えもあり）可能性もあることを踏まえ、上記の対応方針としております。また、デジタル庁における政令市要件の取り扱いについても統一的な見解が示されていないことを受けて、上記の取り扱いとしております。 その上でどの政令市においても「実装必須」という要件を規定したいというご意見であればデジタル庁の考えに基づくと11市以上の同意が得られたものについては「必須」とするよう考えが示されているため、政令指定都市様間にて協議いただき、上記の同意を得られたものについては実装必須に区分を変更させていただくことを検討いたします。	-
14	兵庫県神戸市	共通	○1.8.政令個別要件	1.8.6	地方自治法	1:実装されている	政令指定都市では、区別の管理が必須のため、オプションではなく必須として頂きたい。 【指定都市個別要件】 EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。	オ：上記以外	現在の標準仕様書は、一般市用と政令指定都市用の要件を横並びで記載していることから、「政令市のみ必須」といった特別扱いをしておらず、実装類型として全てを「標準オプション」としてお示ししております。（結果として、政令市対応したいと考えるベンダは「標準オプション」であっても機能は実装することになりますし、「実装必須」とばかり書かれた結果、どのベンダも適合しなくなる（全ての政令市が実装必須とする要件がどうか不明なものまで必須にしてもベンダの対応負担が大きくなるだけという考えもあり）可能性もあることを踏まえ、上記の対応方針としております。また、デジタル庁における政令市要件の取り扱いについても統一的な見解が示されていないことを受けて、上記の取り扱いとしております。 その上でどの政令市においても「実装必須」という要件を規定したいというご意見であればデジタル庁の考えに基づくと11市以上の同意が得られたものについては「必須」とするよう考えが示されているため、政令指定都市様間にて協議いただき、上記の同意を得られたものについては実装必須に区分を変更させていただくことを検討いたします。	-
16	大阪府大阪市	被保険者資格	○2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.1	保険料計算のため	1:実装されている	住基システムで作成された当日分の住基異動情報をもとに後期世帯の作成及び更新をバッチで行う。 住基システムにおいて世帯主がない場合は、一定条件で世帯主を作成する。	エ：機能要件不足	①要件として記載いただいた「後期世帯の作成及び更新」について、どのような処理を想定されていますでしょうか。世帯は住民記録システム上の世帯番号により判定されること及び継続世帯については広域標準システムにて管理することから、後期システム上で世帯を作成する必要は無いと想定しているため、要件の詳細について教えていただけますでしょうか。 ②要件として記載いただいた「住基システムにおいて世帯主がない場合は、一定条件で世帯主を作成すること。」について、住記の基本データリスト上、続柄コード1は必須となっておりますが、世帯主未設定の場合は、従前の続柄又は空欄として出力すること、児童養護施設に入所している者で続柄が空欄となる場合は空欄として出力することとなります。このケースを想定しての要件かは考えますが、保険制度上はあくまで世帯主は住記の世帯主を基準としてとらえるものと考えますので保険者システムにおいて勝手に「世帯主を判定すること」は本来システムに求めるべき要件ではないと考えます。そのため、要件として記載するのであれば「世帯主が設定されていない場合は、広域への連携を保留にするなどの要件」とすべきと考えます。 上記について保留とするのではなく世帯主を作成しなければならないのであればその理由とともに具体的な世帯主の作成要件を明記した機能要件として記載をお願いします。また、保留とする要件で問題がないのであればそれを踏まえた機能要件として見直しをお願いします。	具体的な機能要件について、確認させていただきます。
17	大阪府大阪市	被保険者資格	○2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.1	転出証明書に保険についての記載をすることで、転入市町村での手続きをスムーズに行うため	1:実装されている	後期資格住基逆リンク処理。被保険者情報と住基システムの住民票の個別記載欄に記載する必要があるため、広域連合より連携された被保険者情報を個別記載情報ファイルとして作成し、住基システムへ連携をバッチで行う。	イ：既に規定済み	機能ID：0250109（被保険者情報作成）にて住民記録システムに連携する被保険者情報の作成機能を規定しております。 上記機能は広域連合から連携される被保険者情報をそのまま住民記録システムに連携することを前提として整理しております。 また、標準オプション機能として機能別連携仕様での規定に従った連携を行うことが可能です。	-
18	大阪府大阪市	被保険者資格	○2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.6	自動更新が行われない場合、個別に照会を行う必要があり、大量の事務処理増となるため	1:実装されている	異動更新は基本的に自動での更新とすること。 必要に応じて手動での更新も可能とすること。	エ：機能要件不足	要件として記載いただいた「異動更新は基本的に自動での更新とすること。」について、住登外者の異動が自動的に連携されてくることはない想定しております。 住登外者の異動情報について、どのように連携されるかを想定されているか（どのシステムから連携される想定か）も含めて求める要件を明確に記載をお願いします。 （現状、標準仕様書上の規定において住登外の異動を把握するシステムは存在していないという認識です） また、「自動での更新」はどの部分を指しているか確認させていただきます。後期高齢支援システムと住登外者宛名番号管理機能との間で行う「住登外者宛名番号付番依頼」の結果についてでしょうか。要件の詳細について、記載をお願いします。 なお、「自動」という文言については、受け取り方によって定義が曖昧となってしまうため、後期システムの標準仕様書上では「一括」という記載としております。要件を記載いただく際は「一括」という記載としていただきますよう、お願いします。	具体的な機能要件について、確認させていただきます。
20	兵庫県神戸市	保険料賦課	○3.1.保険料賦課共通	3.1.1		1:実装されている	市内区別に保険料情報を管理し、各区長ごとに納入通知書・納付書・還付通知書等が発行できること。また、同一行政区内で地域により異なる保険者番号を使用している場合にも同様に、保険者番号ごとに管理できること。	①ア：不採用 ②イ：既に規定済み	①広域標準システムにおいて、保険料は市単位の管理となっており、区単位の管理を想定しておりませんので、後期高齢支援システムでも同様の管理方法としております。 また、同一行政区内で異なる保険者番号を使用することは広域標準システムの設計の前提となっておりませんので、不採用とさせていただきます。 取納を行うという意味での行政区の管理については「協議案管理番号11」にて検討しておりますので、「協議案管理番号11」をご参照ください。 ②「各区長ごとに納入通知書・納付書・還付通知書等が発行できること。」については機能ID：0250092（指定都市個別要件）にて規定を行っておりますが、不足する要件がありましたら、追加された機能要件について具体的な機能要件に落としつつうえで記載をお願いします。	-
22	愛知県名古屋	保険料賦課	○3.1.保険料賦課共通	3.1.4	本市では、税務システム等から連携される所得・課税情報の補足として、「認定所得あり（非課税年金あるいは被保険者本人無所得）」又は「住登外課税」といった情報を自システムで登録・管理し、以下の場合に参照しているため。 広域連合向けの所得・課税情報（年次）作成時に、税務システム上で未申告であっても「認定所得あり」という情報を参照し、「所得0円非課税」の所得情報を作成している。また、「住登外課税」が登録されているデータを抽出し、必要に応じて所得情報を他自治体等に照会を行っている。	1:実装されている	所得・課税情報の補足情報として、「認定所得あり（非課税年金あるいは被保険者本人無所得）」又は「住登外課税」といった情報を登録・照会・修正・削除できること。	イ：既に規定済み	機能ID：0250336（所得・課税異動情報登録）にて、税務システムに照会する情報以外に、保険者にて把握している無所得の対象者や非課税年金受給者などの情報を登録し、広域連合に非課税対象者として送付するための管理項目（申告不要区分）を規定しております。 また、他市課税者は広域標準システムにて情報連携を使用することにより所得・課税情報を把握していただくことを想定しております。	-

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
24	大阪府大阪市	保険料賦課	○3.1.保険料賦課共通	3.1.4	リストが作成されない場合、個別で照会を行う必要があり、大量の事務処理量となるため正しい保険料決定のために必要である	1:実装されている	税情報で更新された賦課__所得内容を元に、老健__個人負担区分へ所得情報の設定を行う。 国保等システムで住登外管理されており税情報が取得できなかった者に関して所得未更正リスト（住登外分）をバッチで作成する。 税務事務システムで住基者でありながら税側の事情により、住登外管理されており税情報が取得できなかった者（継続削除分）に関して所得未更正リストをバッチ作成する。 事業主が専従者控除を受けている、または専従者が存在した場合、事業専従者保有リストをバッチで作成する。	①エ：機能要件不足 ②ウ：代替方法あり ③ア：不採用 ④ウ：代替方法あり	①要件として記載いただいた「賦課__所得内容及び「老健__個人負担区分」につきまして、詳細を教えてください。税務システムもしくは後期システムの基本データリスト／機能別連携仕様上にある項目であれば、あわせてIDの回答をお願いします。 また、「老健__個人負担区分」はどのような用途で利用されていますでしょうか。要件の詳細について、記載をお願いします。 ②要件として記載いただいた「国保等システムで住登外管理されており税情報が取得できなかった者に関して所得未更正リスト（住登外分）をバッチで作成できること。」については、国保システムから後期システムへ住登外者を選択する要件が必要となりますが、現在は規定されておりません。このため、国保システム側へご意見をお願いします。なお、住登外者で税情報が無い方を把握するのみであれば、機能ID：0250052（EUC機能）を利用して一覧の作成を実施いただく想定です。 ③要件として記載いただいた「税務事務システムで住基者でありながら税側の事情により、住登外管理されており税情報が取得できなかった者（継続削除分）に関して所得未更正リストをバッチ作成できること。」については、全国的な要件なのか、貴市が使用されている税務システム固有の要件なのか不明です。これが、税システムとして標準的な仕様の場合は、本来であれば住基の対象者なのだから各システムには税側で住記対象者として連携すべき要件と考えますので不採用とさせていただきます。これについて、税務システム上全国的に選けがたい要件であり、それを各税参照業務が実現しなければならない要件であると正当にご説明ができるのであればその要件を具体的な事例でご記載いただくとともに各業務システムへの要件として具体的な機能要件をご提示ください。 ④要件として記載いただいた「事業主が専従者控除を受けている、または専従者が存在した場合、事業専従者保有リストをバッチで作成できること。」については、機能ID：0250052（EUC機能）を利用して一覧の作成を実施いただく想定です。	要件の詳細を確認させていただき。
25	大阪府大阪市	保険料賦課	○3.1.保険料賦課共通	3.1.5	広域内異動の対象者について、広域連合から所得提供依頼を受領し、依頼に基づいて所得の確認と提供を実施しているため	1:実装されている	所得提供依頼に基づいて一覧を基にバッチ処理にて税務事務システムへの照会、提供依頼を行う機能をオプションとして実装可能としていただきたい。	エ：機能要件不足	税務システム（機能別連携仕様）では「個人住民税課税情報」について、ファイル連携となっていることから、後期高齢支援システムから個別に年度を指定して税務システムに対して提供依頼を行うことはできません。本要件を実現するためには、税務システム側に提供依頼を受け付ける機能を実装していただく必要がありますので、税務システム側へご意見をお願いします。税務システム側に要件が規定された場合は、後期高齢支援システムとしても要件の規定を検討いたします。	-
27	大阪府大阪市	保険料賦課	○3.1.保険料賦課共通	3.1.6	確定保険料計算のため	1:実装されている	後期高齢資格__世帯情報に存在する者の内、直近3年間で税情報が必要な部分を看・年度の単位に確認する。その内、広域連合へ未連携となっている情報について、所得課税情報ファイルを作成する。そのファイルに対し、所得提供管理に追加もしくは更新を行う。	①エ：機能要件不足 ②イ：既に規定済み	①「看・年度の単位に確認する」とは、税務システムに確認する(照会依頼をかける)という意味合いでしょうか。 その前提の場合、税務システム（機能別連携仕様）では「個人住民税課税情報」について、ファイル連携となっていることから、後期高齢支援システムから個別に年度を指定して税務システムに対して提供依頼を行うことはできません。本要件を実現するためには、税務システム側に提供依頼を受け付ける機能を実装していただく必要がありますので、税務システム側へご意見をお願いします。税務システム側に要件が規定された場合は、後期高齢支援システムとしても要件の規定を検討いたします。 ②なお、広域連合へ送付する所得・課税情報作成については、機能ID：0250303にて規定しており、任意の対象者・任意の対象年度を指定して作成することを可能としております。	-
30	大阪府大阪市	保険料賦課	○3.4.確定賦課	3.4.5	特徴対象者と住所地特例者、住登外者が同一か確認する必要があるため	1:実装されている	年次処理では、特徴制度間連携番号での突合、依頼処理の後、住所地特例者、住登外者について、特徴制度間連携番号で介護と後期高齢の情報を繋ぐ事ができない為、カナ氏名、性別、生年月日、郵便番号で突合を行う。その際、4 K E Y 全てが一致したデータを後期高齢住所地特例・住登外特徴突合一覧（完全突合）に出力、カナ氏名を除く3 K E Y で一致したデータを後期高齢住所地特例・住登外特徴突合一覧（近似突合）にバッチで出力する。	①ア：不採用 ②エ：機能要件不足	①標準化後に、住登外者宛名管理機能を利用する前提であれば、住登外者の宛名番号は介護と後期で同じになりますので、宛名番号による紐付けが可能となることから、本機能自体は不要なものと考えます。（現在の貴市において宛名番号の付番を統一しないことによる課題のため） ②住登外者宛名管理機能を利用しない前提であれば、紐付けの機能が必要となりますが、記載いただいた条件で一致した場合でも同一人物でない可能性があるため、本来であれば名寄せ結果のみをもって「正」とするのではなく突合できない対象者についてあらかじめ同一人物であるかを調査の上、突合を行うべきではないかと考えます。 そのため、追加すべき機能要件は名寄せの要件ではなく、例えば「介護の宛名番号と後期の宛名番号の紐付けを自治体職員が確認した上で変換リストを作成しておくことでその変換リストに基づいて宛名番号を紐づけできること」といった要件の方が適切なのではないかと考えます。 上記内容について妥当ではなく、あくまで名寄せが適切だとお考えなのであればその理由と本来であれば3情報突合などは改めて同一人物かどうかの確認が必要となるためを確認するための機能要件も踏まえた記載としていただき、要件を再提出してください。 当方にて記載した要件が妥当であるとお考えなられた場合は、具体的な機能要件に落とし込んでいただき、記載をお願いします。	-
31	北海道札幌市	保険料賦課	○3.4.確定賦課	3.4.8	納入通知書の山分けについて、普徴（自主）を更に、市内居住者と市外居住者で分別できるようにしてほしいです。（郵便局の集荷に影響があるため）	1:実装されている	※2納入通知書について、以下の山分けができること。 ・納付方法（普徴（自主市内）、普徴（自主市外）、普徴（口座））単位	ウ：代替方法あり	通知書の山分けについて、機能ID：0250318（保険料決定（変更）通知書兼納入通知書・納付書作成）では個別の山分け要件を規定しております。共通の要件として、機能ID：0250079（帳票一括出力時の出力順、山分け）にて郵便区（市内（集配局単位））による山分けを規定しております。この共通要件による山分けを行うことで結果として、市内・市外の山分けについて対応できる（郵便区で振り分けると一般的に市内に該当しないものは一律振り分けできないものとして処理されることになる）という認識です。 上記要件で山分けできないとお考えのパターン等がありましたら、具体的なケースをお示しいただくとともにその要件を実現するための詳細な記載のご提示をお願いします。	-
32	広島県広島市	保険料賦課	○3.4.確定賦課	3.4.9		1:実装されている	外部委託用ファイルを出力できること。	イ：既に規定済み	記載いただいたご意見について対象は「機能ID(旧)3.4.9（特別徴収依頼情報確認）」では無く、賦課の外部帳票に関する意見と想定し、以下回答いたします。 機能ID：0250074（印刷データ出力）にて、「帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。」と規定しております。なお、作成した印刷用のファイルを外委託業者用に成型する機能は標準化対象外とさせていただきます。	-
33	兵庫県神戸市	保険料賦課	○3.4.確定賦課	3.4.9		1:実装されている	市内特別郵便による発送による割引を受けるため、郵便局ごとの山分けは必須	イ：既に規定済み	機能ID：0250079（帳票一括出力時の出力順、山分け）にて、郵便区による山分けを規定しております。	-
38	大阪府堺市	保険料収納	○4.1.保険料収納共通管理	4.1.7.	市の会計システムとの歳入及び歳出状況の確認をする必要があるため。	1:実装されている	指定期間内の収納（歳入情報）、支出（歳出情報）を抽出できること。	ウ：代替方法あり	内部帳票の一覧表及び集計表の抽出については、基本的にEUCで対処いただく要件と定義しております。そのため、頂いたご意見は内部帳票に関する要件であり、EUC機能（新機能ID：0250052、0250053、0250061等）に該当しているものと考えております。 また、頂いたご意見はどのような集計単位や抽出条件で抽出したいかも記載されておらず、要件として不正確な内容であることから、なおさらEUC機能にて団体様において条件指定してご対応いただくものと考えております。	-
39	大阪府堺市	保険料収納	○4.1.保険料収納共通管理	4.1.7.	広域標準システムとの突合及び決算事務処理に必要なため。	1:実装されている	指定日における「収納実績表（調定、収納、過誤納、還付、還付未済、欠損額）」が出力できること。	ウ：代替方法あり	内部帳票の一覧表及び集計表の抽出については、基本的にEUCで対処いただく要件と定義しております。そのため、頂いたご意見は内部帳票に関する要件であり、EUC機能（新機能ID：0250052、0250053、0250061等）に該当しているものと考えております。 また、頂いたご意見はどのような集計単位や抽出条件で抽出したいかも記載されておらず、要件として不正確な内容であることから、なおさらEUC機能にて団体様において条件指定してご対応いただくものと考えております。	-

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
40	兵庫県神戸市	保険料収納	○4.5.還付・充当	4.5.2		1:実装されている	過去の還付口座情報の流用ができること。	オ：上記以外	要件として追加が必要な場合、要件としての精緻化を行っていただき、精緻化した要件において一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	
42	兵庫県神戸市	保険料収納	○4.5.還付・充当	4.5.2		2:実装されていない	一括処理にて過誤納金に対する自動充当を行う場合、自動充当対象とする納期到来分の未納期別の範囲を指定できること	イ：既に規定済み	オプション機能として新機能ID：0250206にて規定しております。	
43	宮城県仙台市	保険料収納	○4.5.還付・充当	4.5.3	還付金が発生しているが手続きされていない者に対し再度動員を行うことにより、住民サービスの向上を図っているため。 また、収納業務は国民健康保険と一体的に行っている自治体も多数見込まれることから、国民健康保険システムと足並みをそろえた方が良いと考える。 国民健康保険システム標準仕様書（別紙2）国保_機能・帳票要件_02_賦課管理（収納）の以下を参照。 13.6.6還付時効管理 13.6.8還付支払未完了者への対応機能	1:実装されている	【還付時効管理】 還付の時効管理(起算日の設定)ができること。（時効完成した場合は、時効であることを表示する。） 時効完成日を自動計算できること。 還付充当通知の発送日、再発送日を基に自動で時効完成日が計算され、設定されること。 時効の更新について、還付充当通知の出力、再出力、または動員通知のいずれを起算日にするか選択できること。 【還付支払未完了者への対応機能】 還付通知出力後、還付支払が完了していないもの（還付処理中のもの）を期間を指定して抽出できること。 還付処理中対象者に対して、還付充当通知を一括または個別に再発行できること。通知書再発行した日を管理できること。 時効完成した過誤納金発生データに対して還付時効処理が行えること。 還付充当通知を再発送したのに対して時効の更新を行えること。また、返戻があったものに対しては、時効の更新を解除すること。	イ：既に規定済み	還付時効管理については、新機能ID：0250220にて規定しております。 また、還付支払未完了者への対応については、新機能ID：0250222、0250223にて規定しております。	
47	広島県広島市	滞納管理	○5.2.督促	5.2.3		1:実装されている	外部委託用ファイルの出力ができること。	イ：既に規定済み	帳票の外部委託用ファイルに関して、新機能ID：0250074にて規定しております。 なお、作成した印刷用のファイルを外部委託業者用に成型する機能は標準化対象外としております。	
48	兵庫県神戸市	滞納管理	○5.2.督促	5.2.3	神戸市後期高齢者医療に関する条例第7条	2:実装されていない	以下は必須としていただきたい。 ※2 一括出力もできること ※3 速報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。納付/分納協約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、督促状を出力できること。 ※4 延滞金、督促手数料を加味して督促状を出力できること。	イ：既に規定済み	督促状の要件については、新機能ID：0250236にて規定しております。	
49	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、後期高齢者医療保険被保険者について、広域連合標準システムから取り込んだ収納情報と後期システム（本システム）の収納情報とを一括で実合し、実合結果及び差異を出力できる機能が必要である。	イ：機能要件不足	分類：E 後期標準側のこのレイアウトと統合させるで良いなら、合意得てくれ それ以外、具体的に教えて	-
50	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、所管区間異動した場合、被保険者番号を変更せずに収納情報が引き継がれるようにすべきである。	イ：機能要件不足	区間異動において、広域標準システムの仕様として、宛名番号が変わらない限り、被保険者番号が変更となることはないという認識です。そのため、ご記載のケースについて実装すべき条件が不明瞭であると考えますので、「被保険者番号を変更せずに収納情報が引き継がれるようにすべき」の意図として、具体的にどのようなケースでどのようにして引継ぎすることを想定しているのか（宛名番号が異なる場合に同一人判定をするのか等含め）について具体的な要件に落としたい以上、政令指定都市様間に協議いただき、一定数の同意を得たものについて変更を行わせていただきます。	被保険者番号は広域標準システムで採番するため、区間移動しても通常（宛名番号が変わらない限り）、被保険者番号が変わることはないと思慮しております。 そのため、基本的に区間異動において、収納情報等は結びついたらままと考えております。
51	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					機能ID0250180について、業務効率化のため、全期前納について、増額・減額更正があった場合でも、納付書発行時の金額（当初に通知した金額）で期別ごとに一括で消込処理されるようにすべきである。	イ：機能要件不足	増額・減額更正があった場合でも、納付書発行時の金額（当初に通知した金額）で期別ごとに一括で消込処理されるようにすべきという要件に対し、想定される要件の内容が不明瞭となっております。 期割の運用方法について想定される記載例を以下に示します。 現年度における増額・減額更正は、納期未到来期別(※)において再期割を実施し、納付書発行時の金額（当初に通知した金額）で消込を行った際に各期別での差額が未納または還付額が発生する更正となること。(※通常期を経過した場合、現年随時期) 本記載例のとおり、具体的な要件詳細がわかるようお示しください。	増額・減額更正があった場合でも、納付書発行時の金額（当初に通知した金額）で期別ごとに一括で消込処理されるようにする要件の詳細を確認させていただきます。
52	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、口座振替請求後に納付や口座取消があった分等について、宛名番号一覧を取り込み、金融機関単位で口座振替停止依頼書を一括出力できるようにすべきである。 また、必要に応じて口座振替停止依頼書を個別出力できるようにすべきである。	イ：機能要件不足	ご意見の機能の定義にあたっては、いくつかの検討事項が必要となるという認識です。 ①対象者は被保険者であるにも関わらず宛名番号指定としていることその理由と妥当性の検討（こちらはその理由を明確にしてください）、単純に引き落とし不能になるのを待つではなく途中で依頼をとめたいことその必要性と前者と比べて業務効率化される内容（理由）を示していただく必要があります。 ②標準仕様書であるため、ここで規定される口座振替停止依頼はいずれの金融機関においても有効なものであることが必要とされますが、貴市の提携金融機関との取り決めによるものではなく、広く有効なものであることの確認 ③現在の標準仕様書では振替依頼を行ったうえでその振替結果が失敗したものであるについてはその被保険者に振替不能通知等を出す要件を規定していますが、ここで規定されている必要があります。特に③については、振替依頼後、失敗した対象者と同列であつたのか、それとも別の対象者として管理したいのかその対象者をその後どのように扱いたいのかを機能要件として明確にさせていただく必要があります。必要に応じて機能IDを分割して定義する必要があります。 上記を踏まえて①②③それぞれに対して検討、見解、機能要件を示すとともに政令市内で一定数以上の意見が得られたものについては要件として追加を行わせていただきます。	-
53	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、滞納システムからデータが連携される際にエラーが発生した場合は、エラー内容のリストを一括で出力できるようにすべきである。	イ：既に規定済み	データ連携時にエラーが発生した場合のログ情報については、共通機能標準仕様書の別紙にて、「機能ID：0300005」として定義されており、後期高齢支援システム標準仕様書においても、「機能ID：0250006」の中で、共通標準仕様書の要件を満たすことが示されているため、エラーの内容については確認が可能であると考えております。	-

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
55	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、各種返戻処理に関する不達返戻処理票を一括処理で出力できるようにすべきである。	ウ：代替方法あり	標準仕様書では、内部帳票の出力機能は明示していません。EUC機能等をご利用いただく方針といたしております。ご意見いただきました公示送達情報の内訳票の出力についても、基本データリストにて示される「送達物管理情報」もしくは、「機能ID：0250124、0250125、0250242」で管理される返送情報ともに、EUCで出力いただくことが可能であるとと考えております。 ご確認いただき、上記要件に示す管理項目でご意見のデータ抽出が実現できない場合、その機能を実現するために追加すべき具体的な管理項目もしくは、追加すべき機能をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	-
56	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、科目、年度、期別、種別（納入通知書、督促状）ごとに公示送達内訳書を一括処理で出力できるようにすべきである。	ウ：代替方法あり	標準仕様書では、内部帳票の出力機能は明示していません。EUC機能等をご利用いただく方針といたしております。ご意見いただきました公示送達情報の内訳票の出力についても、基本データリストにて示される「送達物管理情報」もしくは、「機能ID：0250124、0250125、0250242」で管理される返送情報ともに、EUCで出力いただくことが可能であるとと考えております。 ご確認いただき、上記要件に示す管理項目でご意見のデータ抽出が実現できない場合、その機能を実現するために追加すべき具体的な管理項目もしくは、追加すべき機能をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	-
57	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、所得未申告者の所得情報について、若年（19歳未満）、被扶養者は所得申告扱いとして所得情報を自動で登録できるようにすべきである。	ウ：代替方法あり	頂いたご意見については、以下2点から、機能としての改めての定義は不要ではないかと考えております。ご確認いただき、その上でもご提示いただいた機能が必要となる場合、具体的に必要ケース、その対象件数をお示ししたくともその機能を実現するための具体的な機能要件、管理項目をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。 ①未成年については、広域標準システムで所得を照会する対象者がどうかを年齢で設定が可能です。この設定が20歳と設定されている場合は、その対象者に所得照会ができることがないため、システム上は未申告扱いとされます。未申告であっても申告者の非課税であっても負担区分の判定結果は変わらない（負担区分判定を保留するかどうかは広域により判断は異なります）ため、未成年に関する機能は特に要件としては不要ではないかと存じます。 ②被扶養者については、システム上被扶養者がどうかの区別ができません。当該対象者が特定できている場合は、機能ID：2501231について申告不要区分を設定していただくことで非課税データが作成される要件を規定しているため、あらためてこの要件を規定する必要はないかと存じます。	-
58	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					機能ID0250161について、業務効率化のため、過去2年分の更正（現年+過年度2年）を一括で処理できるようにすべきである。 また、現年の賦課情報が存在しない場合、過年度の該当賦課情報を引き継ぎ、一括で過去2年分の更正を処理できるようにすべきである。	①ア：不採用 ②エ：機能要件不足	①要件として記載いただいた「機能ID：0250161について、業務効率化のため、過去2年分の更正（現年+過年度2年）を一括で処理できること。」については、どこまでを一処理とするかはシステムの設計によりますので、記載は行わない方針とさせていただきます。 ②要件として記載いただいた「現年の賦課情報が存在しない場合、過年度の該当賦課情報を引き継ぎ、一括で過去2年分の更正を処理できるようにすべきである。」について、「賦課情報」とは広域連合から連携される「保険料情報」にある情報でしょうか。 「保険料情報」にあたる情報であれば、現年の保険料情報が存在しない場合は広域連合から連携された後に期別更正を行うべきであり、過年度の賦課情報を引継ぐ運用は許容できないと考えます。 「保険料情報」以外にあたる情報であれば、具体的な情報をお示ししたくとも過年度の情報を引き継ぎ可能であるとする制度上の理由を含め、詳細な記載のご提示をお願いします。	要件の詳細を確認させていただきます。
59	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、一括で普通徴収から特別徴収への切替処理ができるようにすべきである。	ウ：代替方法あり	頂いたご意見について、普通徴収から特別徴収への切替は、年金保険者にて補足されて特徴候補者情報にあがってきて初めて、特徴対象とできるという認識です。これらの対象者を特徴対象として一括で処理する機能については、「機能ID:0250146」以降の一連の機能で規定済みという認識のため、機能としての改めての定義は不要ではないかと考えております。 ご確認いただき、上記では実現できない要件があるのであれば具体的にそのケースと対象件数をお示ししたくとも、その必要性および、その機能を実現するための具体的な機能要件（一括切替対象とする対象者条件等を含む）をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	-
62	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、仮徴収期間の特徴中止を一括または個別で処理できるようにすべきである。	イ：既に規定済み	頂いたご意見について、該当の内容は表現は違いますが、「機能ID:0250161」の※13 資格喪失や適用終了時には、資格異動に伴い期別算定を行えること。にて規定済みの認識です。この結果、特別徴収は中止となります。 ご確認いただき、個別にご意見の機能が必要である場合については、具体的にそのケースと対象件数をお示ししたくとも、その必要性、その機能を実現するための具体的な機能要件（一括切替対象とする対象者条件等を含む）をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	-
63	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、賦課情報の処理時、被保険者の所管区が自動で登録・更新されるようにすべきである。 また、必要に応じて被保険者の所管区を管理（参照、登録、修正、削除）できるようにすべきである。	エ：機能要件不足	政令指定都市における区情報の定義、用途に関する要件につきまして、頂いたご意見と、先に政令指定都市における区の考え方を検討している国民健康保険システム標準仕様書の要件にない、別添の資料「別添 指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討について」の通り整理いたしました。 別添資料にてお示した区の考え方と政令指定都市様間で協議いただきたい論点をご確認の上、政令指定都市様間で意見を取り纏めていただきますようお願いいたします。 合意の得られた方針に基づき、具体的な要件を記載したくとも政令指定都市様間で協議いただき、一定数の同意が得られたものについては要件として記載させていただきます。	-
64	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					機能ID0250087、0250179について、業務効率化のため、帳票の再発行を一括できるようにすべきである。	エ：機能要件不足	ご記載の要件では、一括で出力したいという要件のみが規定されており、誰をどのような条件でという記載が不足しています。そのため、何を入力してどのように一括出力したいのか？と明確に要件として規定していただくとともに必要な項目、要件を明記してください。 その上で一定数以上の同意を得ていただくことが可能であれば要件として追加させていただきます。	
65	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、 ・広域連合の調定額・収納額と、後期高齢者医療システムの賦課（調定）情報、収納情報を一括で突合し、（差分が発生する場合は）差分の内訳を一括で出力できるようにすべきである。 ・決算時は、広域連合の決算額と後期高齢者医療システムの賦課（調定）情報を一括で突合し、（差分が発生する場合は）差分の内訳を一括で出力できるようにすべきである。		#49と同じ	

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジ庁方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
66	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					機能ID0250046、0250047、0250048について、住民サービス維持のため、所管区による検索をできるようにすべきである。	イ：既に規定済み	ご意見の機能については、「機能ID：0250095」の機能「※1 区を指定して検索(検索権限)もできること。」にて、実装済みであると考えております。ここで記載している「区」とは、いわゆる行政区を指すものであり、本人が居住している区を指し示しています。政令市がお使いになられる区の定義は、それぞれが解釈微妙に異なるため、まずは「所管区」とはどのような区を指定しているかの言葉の定義を曖昧にせず明確にさせていただきたいと考えますが一般的には「所管区」とは本人が居住している区であり、イコール「行政区」であると理解しています。それを踏まえると左記要件は規定済みという認識です。その上で、上記の認識が異なる場合は、貴市が記載する「所管区」とはどのような区を想定しており、かつその所管区が変更となる異動要件を明確にした上で機能要件を具体的に記載していただいただき、一定数の同意を得られた場合には、要件として追加させていただきます。	-
70	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					機能ID0250017について、業務効率化のため、保険者マスタは、社会保険診療報酬支払基金等から提供されるデータを一括で取り込み、登録・更新できる必要がある。	イ：機能要件不足	他市町村の保険者情報については、「所得照会機能」での利用が想定されますが、後期高齢者医療における所得照会については、「機能ID:0250176」にてお示ししている通り、広域連合側で照会することを想定しており、二重開発を防止する意図で「実装不可機能」としてお示しております。そのため、ご意見の他市町村の保険者情報を一括で取り込む機能は利用の用途がないものと考えていますが、必要である場合、その必要性および、その機能を実現するための具体的な機能要件をご検討いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	-
74	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					機能ID0250259について、業務効率化のため、国保標準仕様書25.3.1.4と同様に、催告時や納付書発行時の交渉経過への自動記録機能が必要である。	イ：機能要件不足	交渉経過への自動記録機能として、実装してほしい機能が不明瞭であり、国保標準仕様書【1.1版】新機能ID：0241871の記載内容とも差異があります。 [国保標準仕様書記載例] ・納付書出力（個別・一括） ・照会文書出力（個別・一括） ・督促状出力（個別・一括） ・催告書出力（個別・一括） ・分割納付登録時、分割納付誓約書出力時、分割納付取消・解除 ・納付受託時 ・処分帳票出力時（差押、交付要求、繰上徴収等） ・処分猶予帳票出力時（執行停止、猶予、延滞金減免） ・財産調査結果入力時 ・処分、処分猶予の解除時 ・不納欠損処理時 国保と後期の各要件において実装類型も異なっておりますので、実装してほしい機能に関して後期の各機能の実装類型も踏まえううえで、実装必須機能と標準オプション機能に分けて本記載例の通り、具体的な要件詳細をお示しください。	協議案管理番号#78と同件。 催告時や納付書発行時のみの記載であり、国保機能要件と差異があるため、要件の詳細を確認させていただきます。
75	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、機能ID25.1.4.1で抽出した対象者について、一括または個別にグループ名を設定でき、滞納者のグループを管理（参照、登録、修正、削除）できる必要がある。 ※グループ：対象者をグループ登録し、グループ名を指定することで、登録された対象者を画面上で一覧表示できる機能。	イ：機能要件不足	はじめに、頂いたご意見にてお示しいただいた「機能ID：25.1.4.1」については、後期高齢支援システム標準仕様書では定義されていない機能IDとなります。そのため、該当箇所は不明ですが、記載にたいしている要件から、滞納者を特定の条件で抽出し、グループ化しううえで、画面上、一覧で表示する機能が必要のご意見と解釈しております。 当該ご意見を実現するためには、以下3つの機能が必要と想定しております。 ①滞納者を特定の条件で抽出し、一括または個別にグループ化を行う機能 ②滞納者のグループを管理（参照、登録、修正、削除）する機能 ③登録された対象者を画面上で一覧表示できる機能 上記機能①、②については、抽出条件が曖昧であること、「一括」の条件をどのように設定するかが曖昧であること、グループ管理機能としてどのような管理項目が必要であるかが不明瞭であること等、機能要件としては不足しています。 そのため、どのような条件にて対象者を抽出すべきであるか、「一括」については何を入力条件としてどのようにデータをグループ化したいのか、グループ管理として、どのような管理項目にて管理すべきか等を明確に要件として規定していただいた上でその機能要件にて一定数の同意を得られたものについては機能要件として追加を行わせていただきます。 機能③については、画面要件に当たると考えておりますので、各実装システム側で検討いただく事項になると考えております。そのため、ご意見いただいた画面上一覧表示機能については表記を行う予定がありませんのでご了承願います。	
78	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					業務効率化のため、国保標準仕様書25.3.1.4と同様に、交渉経過への自動記録機能が必要である。	イ：機能要件不足	ご意見について、「交渉経過が自動記録できること。」の要件記載が曖昧です。その上で国民健康保険標準仕様書「機能ID:25.3.1.4」で規定されている自動で交渉記録を登録する機能案（実装オプション機能）をご参考として以下にお示しします。 （なお、後期の機能要件として規定していない要件は除外しています） 下記内容を踏まえて具体的な機能要件、項目をご検討いただき、その上で政令指定都市様間にて協議いただき、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。 <参考> 以下の場合、交渉記録に自動的に履歴として追加されること。 <自動登録項目> ・納付書出力（個別・一括）・督促状出力（個別・一括） ・催告書出力（個別・一括） ・分割計画登録時、分割誓約書出力時、分割計画取消・解除 ・納付受託時 ・処分帳票出力時（差押、交付要求等） ・処分猶予帳票出力時（執行停止、猶予、延滞金減免） ・財産調査結果入力時 ・処分、処分猶予の解除時 ・不納欠損処理時	-

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
79 #1	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、 ・催告時等の納付書出力機能はあるが、任意のタイミングで納付書出力できる機能が必要である。 ・また、納付書は、科目を指定して一括または個別に出力でき、複数期別を合算した納付書も出力できる必要がある。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金を含む/含まないを画面で選択でき、画面の初期設定は延滞金を含まない設定とすること。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金が含まれる場合には、納付書は本料のみと延滞金のみに自動で分けて出力できること。	イ：既に規定済み	「機能ID:0250179」にて、任意のタイミングでの再発行機能が定義済みとなっており、ご意見の機能として、充足していると考えております。	-
79 #2	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、 ・催告時等の納付書出力機能はあるが、任意のタイミングで納付書出力できる機能が必要である。 ・また、納付書は、科目を指定して一括または個別に出力でき、複数期別を合算した納付書も出力できる必要がある。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金を含む/含まないを画面で選択でき、画面の初期設定は延滞金を含まない設定とすること。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金が含まれる場合には、納付書は本料のみと延滞金のみに自動で分けて出力できること。	イ：機能要件不足	任意のタイミングで納付書を再発行する機能については、「機能ID：0250179」にて実装済みであり、その中で複数期別をまとめ、合算納付書として出力する機能についても定義済みとなっております。 そのため、ここで要件として充足していないのは「科目指定」「一括」の2要件に該当すると考えます。この場合、「科目」の定義が曖昧であること、「一括」の条件をどのように設定するかが曖昧であるため、機能要件としては不足しています。 そのため、「科目」の具体的な定義およびその際どのような納付書を発行したいのか、「一括」については何を入力条件としてどのようにデータを指定して発行したいのか等を明確に要件として規定していただいた上で、その機能要件にて一定数の同意が得られたものについては機能要件として追加を行わせていただきます。	-
79 #3	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、 ・催告時等の納付書出力機能はあるが、任意のタイミングで納付書出力できる機能が必要である。 ・また、納付書は、科目を指定して一括または個別に出力でき、複数期別を合算した納付書も出力できる必要がある。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金を含む/含まないを画面で選択でき、画面の初期設定は延滞金を含まない設定とすること。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金が含まれる場合には、納付書は本料のみと延滞金のみに自動で分けて出力できること。	イ：既に規定済み	延滞金の出力有無についての選択機能については、「機能ID:0250179」にて、定義済みとなっております。画面の初期値を制御する機能については、画面要件となるため、実装システム側の検討の範囲と考えることから、標準仕様書への個別の定義はいたしておけません。	-
79 #4	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					住民サービス維持のため、 ・催告時等の納付書出力機能はあるが、任意のタイミングで納付書出力できる機能が必要である。 ・また、納付書は、科目を指定して一括または個別に出力でき、複数期別を合算した納付書も出力できる必要がある。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金を含む/含まないを画面で選択でき、画面の初期設定は延滞金を含まない設定とすること。 ・納付書を個別に出力する際、金額に延滞金が含まれる場合には、納付書は本料のみと延滞金のみに自動で分けて出力できること。	イ：機能要件不足	ご質問の要件については延滞金を含む納付書を発行する際に、本料のみを記載した納付書と延滞金のみを記載した納付書をペアで2枚同時に出力したいという要件と理解しています。当該要件については、「機能ID：0250179」の※5 一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、保険料、延滞金を期別保険料額によらず入力して出力できること。」の要件を定義しております。 この機能を活用することで本料のみを記載した納付書、延滞金のみを記載した納付書をそれぞれ発行できるようになると考えています。 上記を踏まえた上でそれでも機能要件が不足すると思われる場合は、具体的に不足している要件をご検討いただき、機能要件として規定していただくとともに他の政令市から一定数の同意を得られた場合は、要件として追加させていただきます。	-
82	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					出力帳票について住所区での分割ができること。	イ：機能要件不足	ご意見の機能については、「機能ID:0250079」にて定義済みである「郵便区での山分け機能」にて、同等の山分けが可能となると想定しております。 当該要件でご意見の機能を満たさない場合は、区の考え方が政令指定都市様間で不一致にならないように、「住所区」の定義、用途を共通認識として統一いただいたうえで、その機能を実現するための具体的な機能要件（住所区の考え方や、その設定内容等）をご検討いただくも他の政令市から一定数の同意を得られた場合は、要件として追加させていただきます。	-
83	神奈川県川崎市	機能・帳票要件					・後期の納付書についても合算納付書の出力を可能とする。（一括）	イ：機能要件不足	合算納付書の一括発行に関して、どのような運用用途にて必要となるかご教示ください。 なお、催告書としての合算納付書での運用を想定されている場合について、新機能ID：0250263にて催告書と納付書が一体となった「催告書兼納付書」を規定しております。 また、新機能ID：0250265の要件内にて新機能ID：0250179と同様の要件を規定しており、その要件内に複数期別をまとめ、1枚の納付書として発行する合算納付書を出力可能とすることを記載しており規定済みとなります。 上記運用方法と異なる要件として新たに規定が必要となる場合、現在実装している機能IDの内容をふまえて具体的な要件詳細をお示しください。	合算納付書の一括発行機能に関して、利用用途が不明確であるため要件の詳細を確認させていただきます。 なお、催告書処理での利用を想定した場合、以下要件にて規定済みとなります。 機能ID：0250263：納付書タイプ様式 機能ID：0250265：納付書要件と同等(合算納付書)
85	愛知県名古屋	共通	○1.4.データ管理機能	1.4.12	公示送達対象者一覧を作成し、公示送達に利用したいから。	1:実装されている	公示送達予定の対象者を抽出し、送達物ごとに対象者の一覧が作成できること。	オ：上記以外	機能ID：0250126（返送分納入通知書一覧作成）にて、標準オプション機能として規定しております。ご意見は実装区分の変更についてであると想定しますので、基準数以上の指定都市より同意があった場合に見直しを行います。	-
87	大阪府大阪市	保険料賦課	○3.1.保険料賦課共通	3.1.4	リストが作成されない場合、対象者の把握ができず保険料の確定に至らない正しい保険料決定のために必要である	1:実装されている	所得照会書出力後に、照会書の回答が行われていない対象者について再作成該当者リストをバッチで作成する。	ア：不採用	所得照会は広域標準システムで実施することとしており、後期システムとしては実装不可機能として整理しておりますので、不採用とさせていただきます。	-
88	大阪府大阪市	保険料賦課	○3.3.仮徴収額変更	3.3.1	政令市では更新件数が多く、仮徴収額の平準化はすべて自動判定で対応しており、個別確認は行ってないため、※2の記載はオプション機能としていただきたい。	2:実装されていない	一覧等での確認はオプション機能としていただき、自動更新を可としていただきたい。	イ：既に規定済み	機能ID：0250312（対象者確認・対象範囲設定）の※2にて、一覧を確認せずに更新することも可能という要件を規定しております。また、※4にて「更新は一括でできること。」と規定済みです。	-

協議案管理番号	①市区町村名	②業務名	③業務詳細	④機能ID	⑤根拠法令・通知等の詳細な理由	⑥既存システムにおける実装有無	⑦要件（修正後）	デジタル方針分類	自治体確認事項	
									確認事項	確認の意図
89	愛知県名古屋市	滞納管理					督促状についても、行政区単位で公示送達を行うこと。また人口規模から返戻となる件数が多いことから、保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達と同等の機能を実装必須機能として定めていただきたい。 ・返送情報の登録・修正・削除・照会ができること（機能・帳票要件ID4.7.10に関連） ・返送情報から、返送されている対象者を一覧で出力できること（機能・帳票要件ID4.7.11に関連） ・時効完成日の再計算が行われること（機能・帳票要件ID4.7.10に関連）	ウ：代替方法あり	返送されている対象者を行政区単位で一覧で出力できることについて、一覧表作成機能については基本的にEUCで対処する要件と定義しており、市と管理区単位に出力できることを新機能ID：0250053、0250093、0250094にて規定しておりますので個別に機能要件として設けておりません。	
90	大阪市							ア：不採用	所得照会は広域標準システムで実施することとしており、後期システムとしては実装不可機能として整理しておりますので、不採用とさせていただきます。	-
91	大阪市							イ：既に規定済み	機能ID：0250312（対象者確認・対象範囲設定）の※2にて、一覧を確認せずに更新することも可能という要件を規定しております。また、※4にて「更新は一括でできること。」と規定済みです。	-
92	名古屋市							エ：機能要件不足	政令指定都市における区情報の定義、用途に関する要件につきまして、頂いたご意見と、先に政令指定都市における区の考え方を検討している国民健康保険システム標準仕様書の要件にない、別添の資料「別添 指定都市向け機能要件の策定における行政区関連の検討について」の通り整理いたしました。 別添資料にてお示した区の考え方と政令指定都市様間で協議いただきたい論点をご確認の上、政令指定都市様間で意見を取り纏めていただきますようお願いいたします。 合意の得られた方針に基づき、具体的な要件を記載いただくとともに政令指定都市様間にて協議いただき、一定数の同意が得られたものについては要件として記載させていただきます。	-
93	名古屋市							オ：上記以外	いただいたご意見について追記する場合は以下の内容を想定しております。認識が異なる場合は要件の詳細をご回答ください。 ・機能帳票要件 0250318（保険料決定（変更）通知書兼納入通知書・納付書作成） 「賦課区が変更したことを契機に出力できること」 ・帳票詳細要件 賦課・01 項番76決定(変更)理由 「決定内容によって以下の内容を印字すること （印字例：納入通知） 決定理由 （印字例：変更通知） 変更理由 ※政令指定都市で区間異動した場合の変更理由も設定できること」	-
94	名古屋市							オ：上記以外	いただいたご意見について追記する場合は以下の内容を想定しております。認識が異なる場合は要件の詳細をご回答ください。 ・機能帳票要件 0250314（期割額算定） 「指定都市の場合は、区間異動した被保険者について、賦課期日に遡って賦課更正が行われる場合に、減額更正については期割額を旧区に遡って減額し、増額更正については新区において期割することができること。」	-
95	名古屋市							ア：不採用	地方税法 第二十条の二の公示送達に関する記載より、逓付通知書を公示送達の対象としてすべきではないと判断しております。税や国保においても上記判断により記載されていないものと認識しており、後期標準仕様書のみ公示送達の対象として規定することは考えておりません。 それでもなお要件として追加が必要である場合、それが制度上必要となる理由・根拠および実装するうえで必要となる具体的な要件詳細をお示しいただいたうえで、一定数の同意を得たものについて追加を行わせていただきます。	

協議案 管理番 号	①市区町村名	③ 帳票名	⑨要件（修正後）	デジ庁方針分類	自治体確認事項	
					確認事項	確認の意図
1	埼玉県さいたま市	納付書1（カク公）	宛名下の「〇〇市 住所・電話」の記載があるが、印字項目になっていない。問い合わせ先は区としており、プレ印字だと区ごとに作成する必要があり、印刷コストがかかってしまうため、システム印字にしてほしい。	オ：上記以外	本ご意見に関しては、基準数以上の指定都市より同意があった場合に見直しを行います。	-
2	埼玉県さいたま市	督促状・催告書兼納付書1（カク公）	宛名下の「〇〇市 住所・電話」の記載があるが、印字項目になっていない。問い合わせ先は区としており、プレ印字だと区ごとに作成する必要があり、印刷コストがかかってしまうため、システム印字にしてほしい。	オ：上記以外	本ご意見に関しては、基準数以上の指定都市より同意があった場合に見直しを行います。	
3	埼玉県さいたま市	連帳納付書 1（カク公）	問い合わせ先の所管・電話番号欄を印字できる欄を設けてほしい。このまま納付書のみで金融機関に持ち込まれると、問い合わせがすべて本庁に来てしまうため	ア：不採用	対象の帳票については、表面に問い合わせ先を印字できる領域がありませんので、不採用とさせていただきます。問い合わせ先等は裏面に予め印字していただくことを想定しておりますので、ご検討をお願いいたします。	-

協議案管理番号	①市区町村名	②該当ページ	③ご意見等	デジ庁方針分類	自治体確認事項		
					確認事項	確認の意図	レビュー状況
1	神奈川県 川崎市	08P	対象分野について、収納管理・滞納管理について、他業務（税や国保）と統合管理している自治体も多いため、税や国保と仕様を統一するか、統合管理している場合は、標準化対象外として取り扱う旨を明記してほしい。 例えば、国保では還付請求書の帳票詳細要件・レイアウトが定められていないが、税・後期では定められており、様式が異なっている。		現状、税・国保・後期で機能要件やレイアウトに相違があるということをご意見のとおりと存じますが、1.2版までに吸収することは、困難であると認識しております。 本件についてはデジタル庁様にて共通機能要件で統合収滞納の要件は規定されており、機能帳票要件・・・要素抜粋のため各業務とは完全一致しない帳票レイアウト・・・そもそも規定されていないといった状況となりますので、デジタル庁様へ対応方針を確認しております。 方針が示され次第、方針に沿って対応を検討させていただきます。		